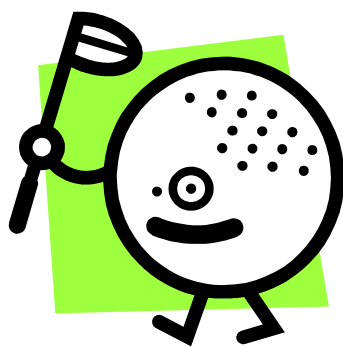


ゴルフ場利用税の手引き

(特別徴収義務者用)



令和8年4月

東京都主税局

ゴルフ場利用税の手引き（特別徴収義務者用）

<目次>

I	ゴルフ場利用税について	1
1	特別徴収制度	1
2	所管都税事務所等	2
II	ゴルフ場利用税の仕組み	3
1	課税客体・納税義務者	3
2	税率	4
3	等級決定基準等	4
4	等級の通知及び税率ポスターの交付	5
5	軽減措置	5
	(1) 軽減措置の対象となる利用の範囲	5
	(2) 軽減措置を適用するゴルフ場の要件	5
	(3) 軽減措置適用の場合の確認及び記録等	7
	(4) 帳簿の記載義務等	7
	(5) 納入申告書への適用者数の記入等	7
6	非課税措置	7
	(1) 非課税措置の対象となる利用の範囲	7
	(2) 確認及び記録等	8
	(3) 帳簿の記載義務等	9
	(4) 納入申告書への記入、添付資料	9
7	課税免除	9
	(1) 課税免除の対象となる利用の範囲	9
	(2) 課税免除を適用するゴルフ場の要件	9
	(3) 課税免除適用の場合の確認及び記録等	10
	(4) 納入申告書への記入、添付資料	11
III	特別徴収義務者の登録等	12
1	特別徴収義務者登録	12
	(1) 特別徴収義務者としての登録	12
	(2) 登録の申請	12
	(3) 特別徴収義務者証票	12
2	登録事項の変更等	13
	(1) 登録事項の変更申請	13
	(2) 休止・再開の申告	13
	(3) 廃止の申告	14
3	申請書の提出方法	14
4	罰則	14
IV	ゴルフ場利用税の申告納入	15

1	申告納入	15
(1)	申告納期限	15
(2)	納入申告書	15
(3)	納入	16
2	更正の請求	16
(1)	更正の請求とは	16
(2)	更正の請求ができる期間	16
(3)	請求の手続き	16
V	適正な申告納入のために	17
1	帳簿等の記載・保存	17
(1)	帳簿の記載・保存	17
(2)	罰則	17
2	更正・決定	17
(1)	更正	17
(2)	決定	17
(3)	更正・決定の通知	17
(4)	更正・決定等の期間制限	17
3	加算金	18
(1)	過少申告加算金	18
(2)	不申告加算金	18
(3)	重加算金	18
4	延滞金	19
(1)	納期限後の延滞金	19
(2)	更正・決定に係る延滞金	19
5	審査請求	20
(1)	審査請求の対象	20
(2)	審査請求のできる期間	20
(3)	手続き	20
6	実地調査	20
VI	申告書等の様式・記入の仕方	21
1	ゴルフ場利用税納入申告書	21
2	ゴルフ場利用人員等日計表	22
3	納入書	23
4	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書	24
5	ゴルフ場利用税登録事項変更・経営休・廃止申請（届）書	25
6	利用料金内訳書	26
7	ゴルフ場利用税更正請求書	27
8	課税免除となる競技会の参加選手のゴルフ場利用届出書	28
9	課税免除となる競技会に係るゴルフ場利用申込書（参考様式）	29
VII	関係法令抜粋	30

I ゴルフ場利用税について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場が、開発許可、道路整備、防災、廃棄物処理などの地方公共団体の行政サービスと密接な関連を有していること、また、ゴルフ場の利用料金は、他のスポーツ施設の利用料金と比較して一般に高額であり、その利用者の支出行為には、十分な担税力が認められることに着目して、ゴルフ場の利用者に課税する普通税です。

1 特別徴収制度

ゴルフ場利用税の納税義務者はゴルフ場の利用者ですが、東京都が直接徴収するのではなく、ゴルフ場が税を徴収し、かつ、その徴収すべき税を東京都へ納入することとしています。

このような制度を「**特別徴収制度**」といいます。ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、ゴルフ場の経営者等です。

特別徴収義務者には、ゴルフ場利用税の徴収、申告・納入のほか、各種申請や帳簿保存等の義務が課せられています。

- ゴルフ場利用税の申告納入 14 ページ
- 帳簿等の記載・保存 16 ページ

【電子申告等について】

ゴルフ場利用税について、令和5年10月よりeLTAXによる電子申告等が可能となりました。eLTAX対応ソフトウェアである「PCdesk Next」を利用することで電子申告・申請が可能となり、申告後は「PCdesk」(DL版又はWEB版)を利用することで電子納入が可能となります。

「PCdesk Next」での電子申告・申請が可能となる手続は以下のとおりです。

対象手続の様式名	電子申告等を行う際に選択する手続名
納入申告書	【ゴルフ場利用税】納入申告書
特別徴収義務者登録申請書	【ゴルフ場利用税】特別徴収義務者登録申請書
登録事項変更・経営休・廃止申請(届)書	
特別徴収義務者証票滅失(喪失)届書	
課税免除となる競技会の参加選手のゴルフ場利用届出書	【共通】課税対象とならない利用(課税免除)の届出書
更正請求書	【共通】更正請求書
税に係る期限延長申請書	【共通】申告期限等延長申請書
納税管理人申告書	【共通】納税管理人申告(申請)書
特別徴収交付金交付請求書兼支払金口座振替依頼書	【共通】特別徴収交付金交付請求書兼支払金口座振替依頼書

手続の手順等の詳細は、eLTAXホームページをご確認ください。

eLTAXホームページ アドレス：<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>

2 所管都税事務所等

ゴルフ場利用税の事務処理を行う都税事務所等は、次のとおりです。
各種申請や、申告・納入の受付を行います。

ゴルフ場の所在場所	事務処理を行う都税事務所等
江東区	中央都税事務所 事業税課個人事業税班 〒104-8558 中央区新富2-6-1 TEL 03-3553-2151
北区、足立区	荒川都税事務所 事業税課個人事業税班 〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1 ステーションガーデンタワー 6, 7F TEL 03-3802-8111
八王子市、青梅市、町田市、多摩市、稲城市、あきる野市	八王子都税事務所 事業税課個人事業税班 〒192-8611 八王子市明神町3-19-2 東京都八王子合同庁舎 6F TEL 042-644-1111
調布市、小平市	立川都税事務所 事業税課個人事業税班 〒190-0022 立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎 1F TEL 042-523-3171
大島町	大島支庁 総務課 〒100-0101 大島町元町字オンダシ222-1 TEL 04992-2-4411

○八王子都税事務所、立川都税事務所所管分については、都税支所においても受付をしております。

<八王子都税事務所管内>

* 青梅都税支所

〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎内
TEL 0428-22-1152

* 町田都税支所

〒194-8540 町田市中町1-31-12 東京都町田合同庁舎内
TEL 042-728-5111

<立川都税事務所管内>

* 府中都税支所

〒183-8549 府中市宮西町1-26-1 東京都府中合同庁舎内
TEL 042-364-2288

* 小平都税支所

〒187-8533 小平市花小金井1-6-20 東京都小平合同庁舎内
TEL 042-464-0070

Ⅱ ゴルフ場利用税の仕組み

1 課税客体・納税義務者

ゴルフ場を利用する行為が課税客体となります。

したがって、ゴルフプレーを行う利用者が納税義務者となり、利用の日毎に定額によって課税されます。

ゴルフ場とは

ゴルフ場とは、ホール数が18ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホール数で除して得た数値（ホールの平均距離）が100メートル以上の施設（当該施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除きます。）及びホール数が18ホール未満のものであっても、ホール数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150メートル以上の施設をいうものです。

利用者とは

ここでいう利用者とは、ゴルフ場においてプレーをする者をいいます。

ゴルフ場利用税は利用行為に課税されるため、雨天等により途中でプレーを中止した場合もゴルフ場利用税は課税されます。

また、プロの大会であっても、プレーを行う利用者である選手にゴルフ場利用税は課税されます。大会の観客（ギャラリー）については、プレーを行うことはないため入場料に課税はされません。

課税対象外となる利用行為

ゴルフ場の利用につきゴルフ場利用税が課せられますが、当該ゴルフ場の経営と切り離すことのできない**職務行為**として利用した場合には、課税対象外の利用行為となります。

なお、職務行為による利用とは、おおむね次に掲げる場合をいうものです。

- ① コースの維持管理のため、グリーンキーパーが利用する場合
- ② キャディーの訓練教育のための利用の場合
- ③ 所属指導員（プロ、補助プロ）が利用者の技術指導のために利用する場合
- ④ 所属指導員が自己の技術向上のために利用する場合
- ⑤ 経営者が計画した福利厚生計画の範囲内において、施設の従業員が慰安のために利用する場合

2 税率

ゴルフ場の利用に対するゴルフ場利用税の税率は、次の表の左欄に掲げる等級のゴルフ場につき、それぞれ右欄に掲げる金額となります。(都税条例第48条の16第1項、地方税法第76条)

等級	税率
1 級	1人1日について 1,200円
2 級	1,100円
3 級	1,000円
4 級	900円
5 級	800円
6 級	600円
7 級	500円
8 級	400円

3 等級決定基準等

ゴルフ場利用税の等級は、「ホール数」「利用料金」の等級決定基準によって、1級から8級になります。

東京都に申請された登録事項により、等級を決定します。

等級	ホール数	非会員の平日の利用料金
1 級	18ホール以上	13,000円超
2 級		12,000円超 13,000円以下
3 級		11,000円超 12,000円以下
4 級		9,000円超 11,000円以下
5 級		7,000円超 9,000円以下
6 級		5,000円超 7,000円以下
7 級		5,000円以下
8 級	18ホール未満	

この場合の利用料金は、「非会員の平日の利用料金」とします。これは、非会員の平日のグリーンフィーに選択性のない他の名目の料金を含めた額です。

また、以下の事項に留意し把握するものとします。

- 複数のグリーンフィーがある場合は、割引前の通常料金（高い料金）とします。また、1日単位でなく利用回数によって定められている場合には、18ホールを利用した場合のグリーンフィーによります。
- 選択性のない他の名目の料金とは、道路補修費、従業員厚生費及び光熱費等の料金をいい、選択性の有無や利用形態が様々であるキャディーフィーやカートフィー等は除きます。
- グリーンフィーの一部が、キャディーフィーやカートフィー等、選択性のない他の名目の料金以外に転嫁されている等、当該グリーンフィーの額が不相当であると認められる場合には、当該転嫁されていると認められる部分をグリーンフィーに含

めた額とします。

- ・ 原則として一行為月を単位とし、当該行為月の非会員の平日の利用料金が複数ある場合は高い料金を基準とします。(例えば、1月7日の料金が7,000円、1月22日の料金が9,000円の場合、基準となる金額は9,000円となります。)
ただし、月の途中で利用料金の変更がある場合、一行為月以上二行為月未満を一単位とし、最も高い非会員の平日の利用料金を基準に等級変更を行って差し支えありません。

例1 1月1日から2月14日までの非会員の平日の利用料金が13,000円で、2月15日にそれ以降の利用料金を11,000円に変更する場合
⇒月の途中での等級変更可能

例2 1月1日から1月14日までの非会員の平日の利用料金が13,000円で、1月15日にそれ以降の利用料金を11,000円に変更する場合
⇒月の途中での等級変更不可 (新等級の適用は、2月からになります。)

4 等級の通知及び税率ポスターの交付

等級を決定又は変更したときは、等級決定・変更通知書により通知します。

この等級は、ゴルフ場の経営を開始した日、または変更通知をした日(変更した等級の適用日)から適用することになります。

等級の決定・変更にあわせ、当該等級の税率ポスターを交付しますので、利用者の見やすい箇所に掲示をお願いいたします。

5 軽減措置

ゴルフ場からの申請にもとづき、一定の要件に該当する場合にはゴルフ場利用税の税率が2分の1となる軽減措置を適用することができます。

(1) 軽減措置の対象となる利用の範囲

- ① 年齢65歳以上70歳未満の者が行うゴルフ場の利用
- ② 上記①以外の利用で利用時間について特に制限のあるもの
(早朝利用、午後から新たに開始する利用、薄暮利用、夜間利用等をいいます。)

(2) 軽減措置を適用するゴルフ場の要件

次の要件を全て満たす場合に限り、軽減措置が適用となります。

- ① 上記(1)の利用について利用料金が軽減されていること。
ア ①については、通常の利用料金に比較して2割以上軽減されていること。
イ ②については、通常の利用料金に比較して5割以上軽減されていること。
ここでいう「通常の利用料金」とは、会員及び非会員が利用できるゴルフ場にあつては、会員及び非会員のそれぞれの利用料金をいい、会員制でないゴルフ場にあつては、一般利用者の利用料金をいいます。
なお、利用料金とは、グリーンフィーに選択性のない他の名目の料金を含

めた額をいいます。

「利用料金が軽減されている」とは、当該ゴルフ場における通常料金が、会員及び非会員並びに平日、土曜日、日曜日、祝日の区分により設定されている場合等にあつては、それぞれの区分に応じて軽減されていることをいいます。

なお、会員に対してだけ軽減し、非会員に対しては軽減しないなどの取扱いをする場合は、軽減措置を適用することはできません。

例1 会員の通常の利用料金が 3,000 円、非会員の通常の利用料金が 10,000 円である場合

○65 歳以上 70 歳未満の会員の利用について軽減措置を適用する場合
⇒利用料金が 2,400 円以下であることが要件

○非会員の早朝・薄暮の利用について軽減措置を適用する場合
⇒利用料金が 5,000 円以下であることが要件

例2 非会員の通常の利用料金が次のような場合

(平日) 12,000 円、(休日) 13,000 円

○65 歳以上 70 歳未満の方の利用について軽減措置を適用する場合
⇒それぞれ次のとおりに利用料金が軽減されていることが要件
(平日) 9,600 円以下、(休日) 10,400 円以下

○早朝・薄暮の利用について軽減措置を適用する場合
⇒それぞれ次のとおりに利用料金が軽減されていることが要件
(平日) 6,000 円以下、(休日) 6,500 円以下

② 軽減料金について届出がなされていること。

軽減措置が適用となるか否かは、特別徴収義務者から都税事務所等に対して通常料金及び軽減後の利用料金を記入した「登録事項変更申請(届書)」及び「利用料金内訳書」をあらかじめ提出し、利用料金の確認できるもの(利用料金表等)を添付することが原則必要です。

軽減措置を申請しているゴルフ場において、利用料金が季節で変動する場合は、その通常料金の変動にあわせて軽減料金が設定されなければなりませんので、料金変更の届出の際は軽減料金の内訳についてもあわせて提出してください。

なお、軽減措置が適用されるゴルフ場であることが確認できた場合は、都税事務所等からポスターを交付しますので、利用者の見やすい箇所に掲示をお願いいたします。

利用料金の軽減は、当該ゴルフ場の通常の利用形態として定められ、利用者に表示されていることを原則としますが、特定の期間もしくは特定の日(例:敬老の日)についてのみ利用料金を軽減しようとする場合にあつても、あらかじめ届出をしていただき、要件を満たすことが必要となります。

(3) 軽減措置適用の場合の確認及び記録等

軽減適用施設において、利用者が軽減措置に該当するかどうかの確認は、次に掲げる書類等に基づいて特別徴収義務者に行っていただきます。

軽減措置が適用されることとなった利用者には、ゴルフ場が備える利用者カード等に必要事項を記載させるようにしてください。

- ① 年齢65歳以上70歳未満の者の利用にあつては、身分証明書、運転免許証等利用日における年齢が確認できる証書

なお、ゴルフ場の会員権を有する者等で、特別徴収義務者が利用者の年齢を確認できる場合には、身分証明書等の提示を省略して差し支えありません。

利用カード等への記載事項・・・住所、氏名、生年月日、年齢

- ② 利用時間に制限のある利用

利用カード等への記載事項・・・住所、氏名、生年月日、利用日時

(4) 帳簿の記載義務等

特別徴収義務者が備える帳簿には、毎日、次に掲げる事項を記載し、当該帳簿は5年間保存してください。

- ① 利用者の数
- ② ゴルフ場利用税額
- ③ 軽減措置の適用を受ける利用者の数及び利用の区分

(5) 納入申告書への適用者数の記入等

軽減措置を適用したゴルフ場においては、納入申告書の軽減税率適用人員欄に利用区分ごとの適用者数を記入してください。

なお、納入申告書に添付する「ゴルフ場利用人員等日計表」についても、摘要欄に営業日ごとの軽減税率適用者数を記入してください。

6 非課税措置

地方税法第75条の2、3及び地方税法附則第12条の2において、ゴルフ場利用税の非課税措置について規定されています。

利用者の方へ、要件に該当する場合は申請を行っていただくと非課税となることをお知らせしてください。

(1) 非課税措置の対象となる利用の範囲

次に掲げる利用の範囲に該当する場合は、ゴルフ場利用税は非課税となります。

- ① 年齢18歳未満の者及び70歳以上の者のゴルフ場の利用
- ② 法第23条第1項第10号に規定する障害者のゴルフ場の利用
- ③ スポーツ基本法第26条第1項に規定する国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民スポーツ大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用

※なお、国民スポーツ大会には、東京都内ゴルフ場において開催される予選会も含まれます。

- ④ スポーツ基本法第2条第6項に規定する国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用

※「国際競技大会」とは、閣議決定又は了解されたものに限りません。

- ⑤ 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が当該学校の教育活動としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用

(2) 確認及び記録等

ゴルフ場の利用者が非課税措置の適用を受けようとする場合は、「**ゴルフ場利用税非課税申請書**」の提出を必ず受け、保管をしてください。なお、一度「ゴルフ場利用税非課税申請書」を提出した利用者が、同施設で再び非課税利用をする場合は、特別徴収義務者が確認のうえ（署名カード等による確認）、提出を省略することができます。

ただし、特別徴収義務者において保管される申請書が何らかの理由で、廃棄・処分されてしまい、申請書の提出の有無が確認できない場合には、当該施設の会員権等の有無に関わらず、新たな申請書を提出してもらうことになります。

また、次に掲げる方法で、その利用者が非課税に該当することを証明してもらい、それに基づき特別徴収義務者が非課税要件該当の確認を行ってください。原則として、非課税の証明は申請書の提出省略時においても、利用の都度行うことになります。ただし、ゴルフ場の会員権を有する者等で、特別徴収義務者が(1)「①」及び「②」に掲げる利用の範囲に該当することを確認できる者については、利用者による身分証明書等の提示を省略して、非課税要件該当の確認を行って差し支えありません。

- ① 年齢18歳未満の者及び70歳以上の者のゴルフ場の利用

運転免許証、健康保険証、旅券、学生証、生徒手帳等で、利用日における年齢が確認できる証書の提示

- ② 障害者の利用

次のいずれかの手帳の提示

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳(愛の手帳)
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・原子爆弾の「被爆者健康手帳」の交付を受けている者のうち、その負傷や疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている場合は、その認定書
- ・精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)に掲げるものと同程度であるとして、区市町村長又は福祉事務所長の認定を受けている場合は、その認定書

- ③ 国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民スポーツ大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合の当該ゴ

ルフ場の利用にあつては、東京都知事が発行する、国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手の利用であることの証明書の提出

- ④ 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用にあつては、当該国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する、国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手の利用であることの証明書の提出
- ⑤ 学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が、当該学校の教育活動としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用にあつては、学長又は校長が発行する保健体育の実技又は公認の課外活動であることの証明書の提出

(3) 帳簿の記載義務等

特別徴収義務者が備える帳簿には、非課税措置の適用を受ける利用者の数及び利用の区分を記載の上、5年間保存してください。

(4) 納入申告書への記入、添付資料

非課税措置を適用したゴルフ場にあつては、納入申告書の非課税人員欄に利用区分ごとの適用者数を記入してください。

なお、納入申告書に添付する「ゴルフ場利用人員等日計表」についても、摘要欄に営業日ごとの適用者数を記入してください。

また、(2) ③から⑤に掲げる国民スポーツ大会・国際競技大会利用に関する証明書、学長又は校長の証明書については、その写しを納入申告書に添付して都税事務所等に提出してください。

7 課税免除

都税条例第48条の15の2において、ゴルフ場利用税の課税免除制度について規定されています。

一定の要件に該当する大会を開催する場合には、利用届を提出していただくことにより課税免除となることを競技会主催者にお知らせしてください。また、特別徴収義務者からの申請も必要となります。

(1) 課税免除の対象となる利用の範囲

- ① 公益財団法人日本ゴルフ協会又は関東ゴルフ連盟が主催する競技会であつて、知事において必要があると認められるもの
 - ② ①のほか、これらとの均衡を考慮して知事において必要があると認める競技会（東京都ゴルフ連盟主催、各体育協会加盟団体主催のものをいう。）
- ※ ①、②ともに当該競技会に参加する選手の公式の練習における利用を含みます。

(2) 課税免除を適用するゴルフ場の要件

次の要件を全て満たす場合に限り、課税免除が適用となります。

- ① 課税免除を受けようとする競技会のゴルフ場の利用に対する利用料金が、通常の利用料金と比較して2割以上軽減されていること。

ここでいう「通常の利用料金」とは非会員の平日の利用料金とし、競技会の開催月における当該ゴルフ場の等級決定基準となっている都税事務所等へ届出された非会員の平日の利用料金で判断します。

なお、利用料金とは、グリーンフィーに選択性のない他の名目の料金を含めた額をいいます。

- ② 当該競技会のゴルフ場の利用にあつては、当該競技会のゴルフ場の利用であることを証する書類を利用の際に提出すること。

(3) 課税免除適用の場合の確認及び記録等

競技会主催者が課税免除の対象となる競技会を開催する場合には、開催予定のゴルフ場に対して「課税免除となる競技会に係るゴルフ場利用申込書」を、利用開始日の20日前までに提出することになっています。また、届出書の受領に当たっては、競技会開催要綱を添付資料として受領してください。

なお、競技会終了時において、各日の参加者名簿を提出させてください。

特別徴収義務者は、競技会主催者より申し込みを受け、課税免除の対象となる競技会のためにゴルフ場を利用させようとする場合には、利用開始日の10日前までに「課税免除の対象となる競技会の参加選手のゴルフ場利用届出書」を、競技会主催者から提出された「課税免除となる競技会に係るゴルフ場利用申込書」「競技会開催要綱」の写しを添付の上、都税事務所等へ提出してください。

【「課税免除の対象となる競技会の参加選手のゴルフ場利用届出書」を電子で提出する際の留意点】

- ① 「PCdesk Next」上の「【共通】課税対象とならない利用（課税免除）の届出書」から提出してください。（「【ゴルフ場利用税】軽減税率（課税免除）適用申請書」は使用しないでください。）
- ② 「【共通】課税対象とならない利用（課税免除）の届出書」画面で必要事項を入力の上、従来の様式「課税免除の対象となる競技会の参加選手のゴルフ場利用届出書」の電子ファイルを競技会主催者から提出された「課税免除となる競技会に係るゴルフ場利用申込書」「競技会開催要綱」の写しと併せて添付し、提出してください。
- ③ 「【共通】課税対象とならない利用（課税免除）の届出書」画面で必須入力項目である「免除となる事由」については、「課税免除となる競技会としての利用」と入力してください。

都税事務所等において、届出書の内容について速やかに審査を行い、課税免除となる利用行為であると認められるか否かを決定の上、その結果を届出書提出後1週間以内に「課税免除の審査結果について（通知）」により、特別徴収義務者に通知します。

この通知により認められた競技会について、特別徴収義務者は、当該競技会に参加する選手についてゴルフ場利用税の課税を免除してください。

(4) 納入申告書への記入、添付資料

課税免除を適用したゴルフ場は、当該行為月の納入申告書の「課税免除人員欄」に適用者数を記入してください。併せて、ゴルフ場利用人員等日計表についても、摘要欄に営業日ごとの課税免除適用者数を記入してください。

また、納入申告書の提出の際は、課税免除を適用した競技会の参加者名簿の写しを添付してください。

Ⅲ 特別徴収義務者の登録等

1 特別徴収義務者登録

(1) 特別徴収義務者としての登録

ゴルフ場の経営を開始しようとする者は、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者となりますので、経営を開始しようとする日の前5日までに、「特別徴収義務者登録申請書」（以下、「登録申請書」という。）を都税事務所等に提出してください。

(2) 登録の申請

特別徴収義務者は、次の期限までに登録の申請を行う義務があります。

- 新たにゴルフ場の経営を始める場合 経営開始の5日前まで
- 包括指定を受けた場合 指定を受けた日から5日以内

登録の申請は、「登録申請書」に次の事項を記載して行います。

- ① **ゴルフ場** ゴルフ場の名称及び所在地を記載してください。
- ② **経営者等** 特別徴収義務者の住所、氏名を記載してください。
なお、経営者等が法人の場合は、名称及びその代表者を併記してください。
- ③ **共同事業者** 特別徴収義務者が2人以上の場合における共同事業者、及びみなし共同事業者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ④ **前経営者** 当該ゴルフ場の継承があった場合は、前経営者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ⑤ **経営開始年月日** 当該ゴルフ場が現に経営を開始しようとする年月日を記載してください。
- ⑥ **規模** 「総面積」、「ホール数」、「コースの総延長」及び「ホールの平均距離」についてそれぞれ記載してください。
- ⑦ **利用料金** 該当する項目名の空欄に金額を記載してください。合わせて「利用料金内訳書」を提出し、原則利用料金表を別途添付してください。税額の決定に影響する利用料金等について記載漏れがある場合は、再提出が必要です。
- ⑧ **摘要** 摘要欄には営業時間及び定休日等を記載してください。

登録申請内容について、都税事務所等で審査を行います。

この際、戸籍謄本（抄本）、住民票抄本、定款、ゴルフ場の平面図の提示をお願いいたします。

(3) 特別徴収義務者証票

特別徴収義務者としての登録が済みましたら、「特別徴収義務者証票」を交付いたします。

- この証票は、当該ゴルフ場の利用者等に見やすい箇所に掲示を行う義務があります。
- この証票は、特別徴収義務が消滅した場合、消滅した日から10日以内に都税事務所等に返納しなければなりません。適正な管理をお願いいたします。

す。

- 万一、当該証票を滅失、喪失、又は著しく汚損した場合等は新たな証票を再交付いたしますので、この場合は、「特別徴収義務者証票滅失（喪失）届書」を提出し再発行の申請を行ってください。



2 登録事項の変更等

(1) 登録事項の変更申請

特別徴収義務者として登録している事項（施設名称、法人代表者、利用料金等）について変更があった場合は、その変更を生じた日から5日以内に「登録事項変更申請（届）書」を提出し申請を行ってください。

また、利用料金の変更については「利用料金内訳書」を提出し、利用料金の確認できるもの（利用料金表等）を原則添付してください。

変更申請は次に掲げる変更事項について行います。

- ① **相続又は法人の合併** 相続又は法人の合併による特別徴収義務者の変更等、納税義務の継承があった場合。
- ② **住所又は氏名** 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称を変更した場合。
- ③ **共同事業者** 特別徴収義務者となるべき共同事業者の後発的な参加又は脱退の場合
- ④ **法人の名称**
- ⑤ **法人の代表者**
- ⑥ **ゴルフ場の名称**
- ⑦ **料金** そのゴルフ場に定められた料金を変更した場合
- ⑧ **規模** 総面積、ホール数等を変更した場合

なお、次に掲げる場合は、開・廃業の処理となります。

- ① 譲渡若しくは贈与による特別徴収義務者の変更
- ② ゴルフ場の所在地の変更
- ③ 経営者の個人から法人の変更（法人成り）

(2) 休止の申告

ゴルフ場の経営を1月以上休止しようとするときは、その時を定めてから5日以内に「経営休・廃止届書」により、その旨を申告してください。

(3) 廃止の申告

ゴルフ場の経営を廃止したときは、廃止の日から5日以内に「経営休・廃止届書」により、その旨を申告してください。

- 経営廃止の申告にあわせ、「特別徴収義務者証票」を返還してください。
- 経営廃止した日までのゴルフ場利用税も、このときに申告納入していただきますようお願いいたします。

3 申請書の提出方法

特別徴収義務者の登録・変更等に係る申請・申告はゴルフ場の所在地を所管する都税事務所等の窓口への提出、もしくはe L T A Xによる電子提出をしてください。

○ 登録・変更に係る申請等

申請書等	要件	時期	添付書類
登録申請書	新たにゴルフ場の経営を始める場合	経営開始の5日前まで	
登録事項変更申請(届)書	特別徴収義務者として登録している内容に変更があった場合	変更を生じた日から5日以内	・変更事項を証明するもの
経営休・廃止届書	ゴルフ場の経営を1ヶ月以上休止しようとする場合	休止しようとするときから5日以内	・休業を証する書類
	ゴルフ場の経営を廃止した場合	廃止の日から5日以内	・廃業を証する書類 * 証票返還

4 罰則

特別徴収制度の円滑な事務運営を図るため、特別徴収義務者としての登録に係る義務及び登録証票に係る義務に違反した者に対しては、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することになります。

IV ゴルフ場利用税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納期限

毎月末日までに前月 1 日から同月末日までにおいて徴収すべきゴルフ場利用税に係る課税標準の総数及び税額等を記載した納入申告書を都税事務所等へ提出してください。

また、その納入金を金融機関等より納入してください。

※ 月末が土曜、日曜、祝祭日に当たる場合は、その翌日が申告納期限となります。

(1 2 月の申告納期限は翌年 1 月 4 日 (この日が土曜・日曜の場合は、その翌営業日) です。)

(2) 納入申告書

納入申告書には次の項目を記載して、提出してください。

- ① **ゴルフ場の名称及び所在地** 当該ゴルフ場の名称及び所在地を記載してください。
- ② **経営者等の住所 (所在地) 及び氏名 (名称)** 当該ゴルフ場の経営者等の住所 (所在地)、電話番号、経営者等の氏名 (名称) を記載してください。
- ③ **課税標準 (人) 及び納入税額** 課税標準となるべき人員及び税額を記載してください。
- ④ **非課税人員** 当該ゴルフ場において非課税措置を適用すべき利用があった場合には、区分ごとに利用人員を記載してください。
- ⑤ **課税免除人員** 当該ゴルフ場において課税免除を適用すべき利用があった場合には、適用者数を記載してください。
- ⑥ **軽減税率適用人員** 当該ゴルフ場において軽減税率を適用すべき利用があった場合には、区分ごとに利用人員を記載してください。
- ⑦ **利用料金の変更** 申告時現在の非会員の平日のグリーンフィー、選択性のないその他の料金の変更があった場合は記載してください。

なお、申告書の提出の際は、添付資料として「**ゴルフ場利用人員等日計表**」を併せて提出してください。日計表の「摘要」欄には、非課税措置を適用した場合及び軽減税率を適用した場合の利用区分、利用人員数および課税免除利用人員ならびに休日その他必要事項を記入してください。

また、当該申告書の対象期間内において、国民スポーツ大会のゴルフ競技に係る非課税の利用のために提出された東京都知事の証明書、国際競技大会のゴルフ競技に係る非課税の利用のために提出されたゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する証明書及び学生等の教育活動に係る非課税の利用のために提出された学長又は校長の証明書がある場合は、写しを申告書に添付して提出してください。

この他、課税免除の適用を受けた大会等があった場合には、競技会終了時に競技会主催者から提出された各日の参加者名簿の写しを申告書に添付して提出してください。

(3) 納入

毎月、特別徴収したゴルフ場利用税は、「納入書」による金融機関からの納入、もしくはeLTAXによる電子納入をしてください。**納期限は毎月末日**です。納期限を一日でも過ぎた場合は、延滞金の対象となりますので御注意ください。

- 「納入書」による納入は、東京都指定金融機関及びその派出所、東京都公金収納取扱店、ゆうちょ銀行の営業所及び郵便局については東京都内並びに関東各県及び山梨県に所在する店舗、都税事務所（支庁）の窓口で行ってください。

2 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべきゴルフ場利用税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求（還付請求）をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

ゴルフ場利用税に係る更正の請求ができるのは、原則として法定納期限から5年以内に限られています。ただし、平成23年12月2日より前に法定納期限が到来するゴルフ場利用税に係る更正の請求については、法定納期限から1年以内に限られます。

(3) 請求の手続き

更正の請求は、「更正請求書」に理由等を明記のうえ、所管の都税事務所等へ提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等をお見せいただく場合がありますので、御協力をお願いいたします。

V 適正な申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々のゴルフ場利用税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者の皆様に帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存をしていただくことにしています。

(1) 帳簿の記載・保存

ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、毎日、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿はその使用を終わった日から5年間保存しなければなりません。

- ① 利用者の数
- ② ゴルフ場利用税額
- ③ 法第75条の2又は法第75条の3の規定の適用を受ける利用者の数及び利用の区分（非課税措置）
- ④ 条例第48条の16第2項の規定の適用を受ける利用者の数及び利用の区分（軽減措置）

(2) 罰則

特別徴収義務者が条例第48条の21の規定によって帳簿に記載すべき事項について、正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は当該帳簿を5年間保存しなかった者に対しては、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。（条例第48条の24第1項第2号）

2 更正・決定

ゴルフ場利用税の徴収については、特別徴収義務者の協力をいただいて、納期限内にその納入すべきゴルフ場利用税を申告納入するものですが、納期限内に申告書の提出がなかった場合又は申告書の提出はされたがその課税標準の総数又は税額が適正と認められない場合等においては、正しい税額を納入していただくための処分を行います。

(1) 更正

申告いただいたゴルフ場利用税額に誤りがある場合に行う処分をいいます。

(2) 決定

申告納入すべきゴルフ場利用税があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

(3) 更正・決定の通知

更正・決定の処分を行った場合には、「ゴルフ場利用税更正・決定等通知書」により、納付すべき税額及び納付期限（指定納期限）を通知しますので、納期限までに納付してください。

(4) 更正・決定等の期間制限

更正・決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においてはすることができません。

*このようなときには、加算金や延滞金が課されることがありますので、申告は正しく行ってください。

3 加算金

ゴルフ場利用税の申告が適正に行われなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき

《更正による不足税額の10%》

※ 不足税額のうち、一定の部分については、さらに5%が加算されます。

(2) 不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき

《申告税額の15%》

※ 期限後の申告書の提出が、決定があることを予知してされたものでないときは5%

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき

《決定税額の15%》

③ ①、②の場合について、更正があったとき

《更正による不足税額の15%》

④ 不申告加算金の加重措置

次のいずれかに該当するとき、(2) ①、②、③の率に10%を加算する。

ア 期限後申告のあった日、又は更正若しくは決定のあった日の前日から起算して5年前までの間に不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがあるとき ((2) ①※に該当する場合は除く)

イ ゴルフ場利用税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立したゴルフ場利用税について、不申告加算金若しくは重加算金を徴収されたことがある、又は加算金に係る決定をすべきと認めるとき ((2) ①※に該当する場合は除く)

(3) 重加算金

① 事実に基づかず、不正な処理による申告書又は更正請求書の提出があったとき

《過少申告加算金10%に代えて35%》

② 事実に基づかず、不正な処理による不申告であった又は期限後に申告書若しくは更正請求書の提出があったとき

《不申告加算金15%に代えて40%》

③ 重加算金の加重措置

次のいずれかに該当するとき、(3) ①、②の率に10%を加算する。

ア 期限後申告のあった日、又は更正若しくは決定のあった日の前日から起算して5年前までの間に不申告加算金又は重加算金を徴収されたこ

とがあるとき

イ ゴルフ場利用税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立したゴルフ場利用税について、不申告加算金若しくは重加算金を徴収されたことがある、又は加算金に係る決定をすべきと認めるとき

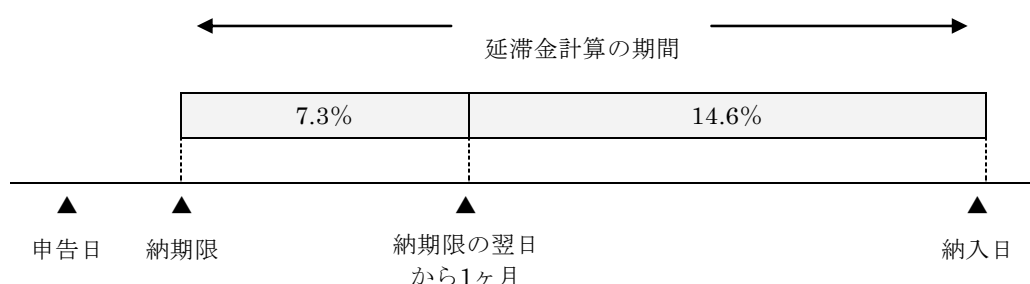
4 延滞金

納期限までにゴルフ場利用税を納入していただけなかった場合には、納入日までの日数に応じ、延滞金が課されます。

(1) 納期限後の延滞金

納入すべき金額に、納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算します。

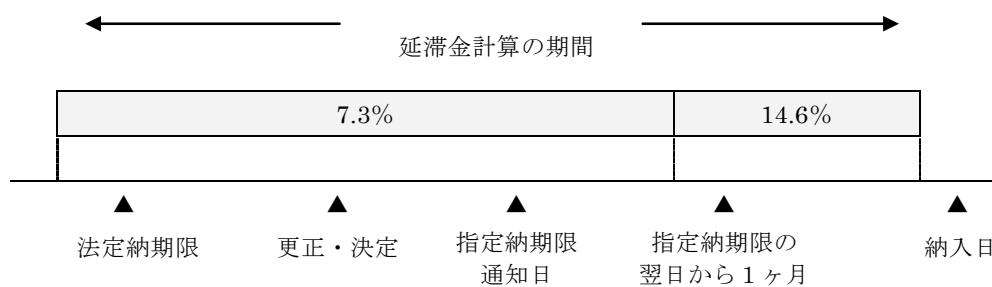
- 期限内に申告があったが、納入が期限後であった場合



(2) 更正・決定に係る延滞金

納入すべき金額に、納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%（更正・決定により新たに指定した納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した金額

- 更正・決定があった場合



※<延滞金の割合> [令和3年1月1日施行]

納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの延滞金の割合については、延滞金特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合（上限年7.3%、下限年0.1

VI 申告書等の様式・記入の仕方

1 ゴルフ場利用税納入申告書

特別徴収すべきゴルフ場利用税額を申告する際に使用します。

		台帳番号					
令和××年 5月20日 東京都 税務事務所長 殿 支庁長	ゴルフ場の名称	ゆりかもめゴルフクラブ					
	ゴルフ場の所在地	新宿区◆町1-1-1 電話(03)◆◆◆◆-1234					
	経営者等の住所	電話()					
	経営者等の氏名(名称)	(法人の場合は代表者氏名も記入してください) 株式会社ゆりかもめゴルフ 代表取締役 東京 太郎					
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3						
令和××年 4月分 ゴルフ場利用税納入申告書							
等級	税率	課税標準	納入税額				
1 級	1,200 円	2,420 人	2,869,800 円				
非課税員	18歳未満	70歳以上	障害者	国体等	学生・生徒等	国際競技大会	合計
	人	326 人	27 人	76 人	人	32 人	461 人
課税免除人	58 人						
軽減税率適用人員	65歳以上70歳未満		早期・薄暮等		合計		
	人		57 人		57 人		
利用料金に変更があった場合は、下記事項につき記入してください。 ☆ 非会員の平日のグリーンフィー _____ 円 ☆ 選択性のないその他の料金 従業員厚生費 _____ 円 道路補修費 _____ 円 諸経費 _____ 円 その他() _____ 円 ☆ 変更年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日							
摘要							
	課税台帳登録	徴収簿登録	加算金				
処理事項			円				

国体等、学生・生徒等、国際競技大会の非課税があった場合は、証明書の写しを申告書に添付してください。

課税免除の対象となる大会があった場合は、各日の参加者名簿の写しを申告書に添付してください。

軽減税率を適用すべき利用があった場合は、区分ごとに利用人員を記載してください。

利用料金に変更があった場合は、項目ごとに料金を記載してください。なお、利用料金変更の際は、別途「登録事項変更申請(届)書」(24ページ参照)の提出が必要です。

2 ゴルフ場利用人員等日計表

納入申告書に添付をしてください。

令和××年 4月分 ゴルフ場利用人員等日計表

ゴルフ場名		ゆりかもめゴルフクラブ						台帳番号		非課税					摘要
営業日	曜日	天気	ピジター	メンバー	計	軽減適用		税額	18歳未満	70歳以上	障害者	国体等	学生・生徒等	国際競技入会	
						高齢者	早朝薄暮								
1	水	晴	56	24	80	0	5	93,000	0	0	0	0	0	0	
2	木	晴	50	22	72	0	9	81,000	0	0	0	0	0	0	
3	金	曇	60	30	90	0	0	108,000	0	15	0	0	0	0	
4	土	曇	102	54	156	0	0	187,200	0	23	0	0	0	0	
5	日	晴	84	46	130	0	0	156,000	0	15	6	0	0	0	
6	月	雨	20	10	30	0	0	36,000	0	2	0	0	0	0	
7	火	雨	14	8	22	0	0	26,400	0	0	0	0	0	0	
8	水	曇	38	31	69	0	4	80,400	0	9	2	0	0	0	
9	木	晴	63	29	92	0	10	104,400	0	15	0	76	0	0	
10	金	晴	73	27	100	0	0	120,000	0	22	3	0	0	0	
11	土	晴	91	45	136	0	0	163,200	0	19	2	0	0	0	
12	日	晴	84	36	120	0	0	144,000	0	27	0	0	0	0	
13	月	曇	43	17	60	0	0	72,000	0	0	1	0	0	0	
14	火	曇	42	22	64	0	0	76,800	0	0	0	0	0	0	
15	水	晴	48	17	65	0	3	76,200	0	8	0	0	0	0	
16	木	曇	39	14	53	0	7	59,400	0	11	3	0	0	0	
17	金	晴	54	34	88	0	0	105,600	0	15	1	0	0	32	
18	土	晴	111	59	170	0	0	204,000	0	31	5	0	0	0	
19	日	曇	79	33	112	0	0	134,400	0	23	0	0	0	0	
20	月	雨	18	7	25	0	0	30,000	0	0	0	0	0	0	
21	火	曇	22	10	32	0	0	38,400	0	0	0	0	0	0	
22	水	晴	47	14	61	0	3	71,400	0	13	2	0	0	0	
23	木	晴	46	17	63	0	9	70,200	0	11	1	0	0	0	
24	金	晴	52	23	75	0	0	90,000	0	19	0	0	0	0	
25	土	晴	109	67	176	0	0	211,200	0	24	0	0	0	0	
26	日	曇	98	27	125	0	0	150,000	0	13	0	0	0	0	
27	月	曇	30	14	44	0	0	52,800	0	5	0	0	0	0	
28	火	晴	32	17	49	0	0	58,800	0	4	0	0	0	0	
29	水	曇	29	12	41	0	5	46,200	0	0	0	0	0	0	
30	木	雨	14	6	20	0	2	22,800	0	2	1	0	0	0	
計			1,648	772	2,420	0	57	2,869,800	0	326	27	76	0	32	

注意：申告書に添付し送付してください。

行為月における利用人員を日毎に記入してください。

非課税を適用した場合は、その内訳(利用区分、人数)を記入してください。

軽減税率を適用した場合は、その内訳(利用区分、人数)を記入してください。

課税免除等の適用があった場合には、その内訳を摘要欄に記入してください。

3 納入書

※三枚複写です。一番上が「領収証書」となっています。

申告		領 収 証 書										610	
口座番号						加入者							
00120-9-960610						東京都会計管理者							
納付	事務所	税目	調定年度	申告区分	年	月	日	分	秒	分	秒		
1	◆	◆	18	×	×	1	0	×	×	0	4		
徴収簿番号													
税 額													
延滞金													
不申告加算金													
合計金額													
納 住 所													
氏名(名称)													
納 期 限													
上記の金額を領収いたしました。													
領収日付印													
納付場所													
主管所名													
東京都主税局													
ゴルフ場利用税													

【調定年度】
納付をする3月分～翌2月分が一調定年度となります。

【年・月分】
ゴルフ場の利用のあった行為年月を記入してください。

【徴収簿番号】
証票番号を右詰で記入してください。

【税額】
申告すべきゴルフ場利用税額を右詰で記入してください。

【合計金額】
合計金額も忘れずに記入してください。

【納人】
特別徴収義務者の住所・氏名（法人の場合は所在・名称及び代表者名）を記入してください。

●金融機関窓口で、「領収日付印」を押印のうえ、領収証書をお渡しします。大切に保管してください。

【納期限】
当該月分の申告納期限を記入してください。

ボールペンで力を入れて書いてください。なお、この領収書は大切に保存してください。

ゴム印によるときは3枚とも押し下下さい。

合計金額欄の頭初には必ず¥の記号を記入してください。

4 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書

ゴルフ場利用税 特別徴収義務者登録申請書

文書番号		第 号		
保存 10年		分類番号		
供	課長	文書取扱主	係長	担当者
覧				

令和××年3月15日 東京都 都税事務所長 支庁長 殿	ゴルフ場	フリガナ	ユリカモメゴルフクラブ	台帳番号									
		名称	ゆりかもめゴルフクラブ										
		所在地	新宿区◆◆(町) 1-1-1 電話 03(◆◆◆◆)1234										
	経営者等	住所	(法人の場合は本店所在地) 市 新宿(区)◆◆(町) 1-1-1 電話 03(◆◆◆◆)1234										
		フリガナ	カブシキガイシャ ユリカモメゴルフ										
		氏名(名称)	株式会社ゆりかもめゴルフ										
		フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク トウキョウタロウ										
代表者名	代表取締役 東京 太郎												
法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
証票番号	共同経営者	住所											
第 号		氏名											
年月日交付	前経営者	住所											
経営開始年月日		氏名											
規模	総面積	ホール数	コース総延長	ホールの平均距離									
	◆◆◆◆ m ²	18 ホール	◆◆◆◆ m	◆◆◆◆ m									
利用料金	非会員のグリーンフィー		選択性のないその他の料金										
	平日	13,000 円	従業員の厚生費	3,000 円									
	土曜日	14,000	道路補修費	1,000									
	日祭日	14,000	諸経費	2,000									
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用料金表別紙												
摘要													
営業時間 7:00~18:00 定休日 なし													

【ゴルフ場】
名称にはフリガナも記入してください。

【経営者等】
経営者の住所・氏名または法人名・代表者名及び法人番号を記入してください。

【共同経営者】
特別徴収義務者が2人以上の場合における共同事業者の住所、氏名・名称を記入してください。

【前経営者】
当該ゴルフ場の継承があった場合に、前経営者の住所、氏名・名称を記入してください。

【経営開始年月日】
当該ゴルフ場が現に経営を開始しようとする(した)年月日を記入してください。

【摘要】
営業時間及び定休日等を記入してください。

【利用料金】
原則利用料金表を別途添付してください。

5 ゴルフ場利用税登録事項変更・経営休・廃止申請（届）書

確認欄	課長	係長			変	休	廃
			台帳番号				
令和××年 9月 7日 東京都 都税事務局長 支庁長 殿	ゴルフ場の名称	ゆりかもめゴルフクラブ					
	ゴルフ場の所在地	電話 03 (◆◆◆◆) 1234 新宿区 ◆◆ (町) 1-1-1					
	経営者等	住所(法人の場合は本店所在地) 電話 03 (◆◆◆◆) 1234 新宿 市 ◆◆ (町) 1-1-1 氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名も記入してください。) 株式会社ゆりかもめゴルフ 代表取締役 東京 太郎					
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3					
ゴルフ場利用税 登録事項変更 経営休・廃止 申請（届）書							
変更事項	1. 相続又は法人の合併 2. 住所又は氏名 3. 共同事業者 4. 法人の名称 5. 法人の代表者 6. ゴルフ場の名称 7. 料 金 8. 規模（ホール数等）						
変更内容	新	旧	変更年月日	令和××年 10月 1日			
	11,000円	13,000円	理由	料金改定による			
休業	期 間	年 月 日から 年 月 日まで ()日間					
廃業	最終営業日	年 月 日まで営業					
	移 転 先						
理 由							
摘 要							
確 認 欄	調査の結果 上記 事項を 年 月 日確認したので課税台帳等を処理する。 <div style="border: 1px solid black; width: 400px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> 年 月 日 担当者						

太線内のみ記入してください。

【経営者等】
経営者の住所・氏名または法人名・代表者名及び法人番号を記入してください。

申請理由に○を付してください。

【変更事項】
変更事項に○を付してください。

休業、廃業の申請の場合はこちらに記入してください。

6 利用料金内訳書

利用料金内訳書			
ゴルフ場名: <u>ゆりかもめゴルフクラブ</u>			
変更後料金適用期間	<u>令和××年10月1日から令和××年2月28日まで</u>		
グリーンフィー	軽減税率適用の場合 <u>高齢者</u> ・ 早朝・薄暮		
平日 ビジター	<u>11,000</u> 円	<u>7,000</u> 円	
選択性のないその他の料金			
従業員厚生費	<u>3,000</u> 円	<u>3,000</u> 円	
道路補修費	<u>1,000</u> 円	<u>1,000</u> 円	
(諸経費)	<u>2,000</u> 円	<u>2,000</u> 円	
()	円	円	
グリーンフィー	軽減税率適用の場合 <u>高齢者</u> ・ 早朝・薄暮		
平日 メンバー	<u>3,000</u> 円	<u>1,000</u> 円	
土曜日 ビジター	<u>12,000</u> 円	<u>8,000</u> 円	
メンバー	<u>3,000</u> 円	<u>1,000</u> 円	
日曜日 ビジター	<u>12,500</u> 円	<u>8,500</u> 円	
メンバー	<u>3,000</u> 円	<u>1,000</u> 円	
その他の料金			
キャディーフィー	<u>3,000</u> 円		
ロッカーフィー	<u>1,000</u> 円		
貸しクラブ代	円		
カート代	円		
()	円		

同一料金が複数シーズンにわたる場合は、その期間を記入してください。また、年間を通して決まっている場合はその旨記入してください。

軽減税率を適用している場合は、必ず当該料金に対応した割引料金についても記入してください。

利用者に対して提示している名称を記入してください。

7 ゴルフ場利用税更正請求書

令和××年 6月 10日

◆◆ 都税事務所長 殿
支 庁 長

請 求 者
住所(所在地) **新宿区◆◆町1-1-1**
氏名(名 称) **株式会社ゆりかもめゴルフ
代表取締役 東京 太郎**

ゴルフ場利用税更正請求書

地方税法第20条の9の3 第1項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。
第2項

ゴ ル フ 場 の 名 称	ゆりかもめ ゴルフクラブ	台 帳 番 号 No.				
		ゴ ル フ 場 の 所 在 地	新宿区◆◆町1-1-1			
更 正 の 請 求 の 年 月 日	令和××年 4月分	申 告	令和××年 5月20日			
		更 正 ・ 決 定 年 月 日 判 決 確 定	年 月 日 年 月 日			
等 級	税 率	区 分	課 税 標 準 等	税 額 等		
1 級	1,200 円	更 正 の 請 求 前	2,420人	2,869,800円		
		更 正 の 請 求 後	2,400人	2,845,800円		
更 正 の 請 求 の 理 由、請 求 に 至 っ た 事 情 の 詳 細 そ の 他 参 考 と なる 事 項		申告額集計時の計算を誤ったため。				
摘 要						
処 理 欄	確 認	* 適 ・ 否	調 査	年 月 日	処 理	年 月 日
* 印欄は記入しないでください。				課税台帳処理		

備考 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立するゴルフ場利用税に係る更正請求書として用いる場合には、「更正の請求前」の欄中「課税標準等」は記載せず、「税額等」には、納付し、又は納入すべき税額を記載すること。

【請求者】
特別徴収義務者となっている経営者の住所・氏名又は法人名及び代表者名を記入してください。

当該更正の請求を行う年月分の申告年月日を記入してください。

更正請求前と今回の請求についての課税標準（人数）と税額を記入してください。

請求の理由等を具体的に記入をしてください。

8 課税免除となる競技会の参加選手のゴルフ場利用届出書

令和××年 4 月 15 日

◆◆ 都税事務所長
支庁長 様

住所 新宿区◆◆町1-1-1
名称 株式会社ゆりかもめゴルフ
代表者名 東京 太郎

課税免除となる競技会の参加選手のゴルフ場利用届出書

課税免除となる競技会として利用させていただきますので届け出ます。

競技会の名称	◆ ◆ 体 育 大 会			
主催者	◆ ◆ 体 育 協 会			
利用期日 又は 利用期間	令和××年 5 月 5 日から 令和××年 5 月 6 日まで 開催日数 2 日間 (うち公式の練習日 1 日間)			
当 利 用 競 技 会 の		グリーンフィ	選択性のない その他の料金	計
	競技会	8,000 円	6,000 円	14,000 円
	練習日	7,000 円	6,000 円	13,000 円
競技日・練習日における 「ゴルフ場利用税」 等級決定基準届出料金	グリーンフィ	選択性のない その他の料金	計	
	13,000 円	6,000 円	19,000 円	

注1 この届出書は、課税免除となる競技会に利用させる場合に、原則として利用開始日の10日前までに、都税事務所等に提出してください。

2 この届出書には、競技会の主催者から提出された「課税免除となる競技会に係るゴルフ場利用申込書」、競技会開催要綱の写しを各1部添付してください。

3 利用期日または利用期間は、課税免除となる競技会が当該施設を利用する期日または利用期間を記載してください。

4 競技会終了時において競技会の主催者から提出された、各日の参加者名簿の写しを提出してください。

特別徴収義務者の住所・氏名または法人名及び代表者名を記入してください。

大会主催者から提出された「課税免除となる競技会に係るゴルフ場の利用申込書」より転記してください。次頁、参考様式を参照してください。

大会での利用料金を記載してください。

9 課税免除となる競技会に係るゴルフ場利用申込書（参考様式）

* 特別徴収義務者において記載する様式ではありません。

令和××年 4月 10日

特別徴収義務者（ゴルフ場）
ゆりかもめゴルフクラブ 様

(主催者)
住 所 港区◆◆1-2-3
名 称 ◆◆体育協会
代表者名 新宿 太郎

課税免除となる競技会に係るゴルフ場利用申込書

課税免除となる競技会として利用したいので申し込みます。

競技会の名称		◆ ◆ 体育大会
競技会の趣旨		第〇回 全国アマチュアゴルフ選手権予選会
ゴルフ場	名称	ゆりかもめゴルフクラブ
	所在地	新宿区◆◆町1-1-1
利用期日又は利用期間		令和××年 5月 5日から 令和××年 5月 6日まで 開催日数 2日間（うち公式の練習日 1日間）
参加予定人員		160 人

注1 課税免除となる競技会は、(公財)日本ゴルフ協会及び関東ゴルフ連盟が主催する競技会のほか、東京都ゴルフ連盟、各体育協会加盟団体主催のものでスポーツゴルフとして一般のゴルファーを対象としたゴルフ競技会となります。

2 この申込書は、東京都内ゴルフ場において開催される競技会について提出してください。

3 この申込書には、競技会開催要綱を添付してください。

4 利用期日または利用期間は、課税免除となる競技会が当該ゴルフ場を利用する期日または利用期間を記載してください。

5 競技会終了時において、各日の参加者名簿を特別徴収義務者へ提出してください。

「課税免除となる競技会の参加選手のゴルフ場利用届出書」へ転記してください。

大会後に主催者から提出される参加者名簿の人数を納入申告書と日計表へ記載してください。
また、参加者名簿の写しを納入申告書に添付してください。

Ⅶ 関係法令抜粋

<地方税法>

(ゴルフ場利用税の納税義務者等)

第 75 条 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によつて、当該ゴルフ場所在の道府県において、その利用者に課する。

(年少者等のゴルフ場の利用に対するゴルフ場利用税の非課税)

第 75 条の 2 道府県は、次の各号に掲げる者がゴルフ場の利用を行う場合（次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる者である旨を証明する場合に限る。）においては、当該ゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課することができない。

- 一 年齢 18 歳未満の者
- 二 年齢 70 歳以上の者
- 三 第 23 条第 1 項第 10 号に規定する障害者（前二号に掲げる者を除く。）

(国民スポーツ大会等の場合におけるゴルフ場利用税の非課税)

第 75 条の 3 前条に定めるもののほか、道府県は、次に掲げるゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課することができない。

- 一 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 26 条第 1 項に規定する国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民スポーツ大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合（道府県知事又は道府県の教育委員会がその旨を証明する場合に限る。）の当該ゴルフ場の利用
- 二 学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が当該学校の教育活動（総務省令で定めるものに限る。）としてゴルフを行う場合（当該学校の学長又は校長がその旨を証明する場合に限る。）の当該ゴルフ場の利用

(ゴルフ場利用税の税率)

第 76 条 ゴルフ場利用税の標準税率は、一人一日につき 800 円とする。

- 2 道府県は、前項に定める標準税率を超える税率でゴルフ場利用税を課する場合には、1200 円を超える税率で課することができない。
- 3 道府県は、ゴルフ場の整備の状況等に応じて、ゴルフ場利用税の税率に差等を設けることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る質問検査権)

第 77 条 道府県の徴税吏員は、ゴルフ場利用税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第 1 号から第 3 号までの者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第 1 項第 1 号及び第 2 号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 特別徴収義務者
 - 二 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - 三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
 - 四 前三号に掲げる者以外の者で当該ゴルフ場利用税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者
- 2 前項第 1 号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第 3 号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。
 - 3 第 1 項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第 1 項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
 - 5 ゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する調査については、第 1 項の規定にかかわらず、第 94 条第 6 項<国税徴収法の規定による滞納処分の例による滞納処分>の定めるところによる。
 - 6 第 1 項又は第 4 項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(ゴルフ場利用税に係る検査拒否等に関する罪)

第78条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - 二 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。
 - 三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をしたとき。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(ゴルフ場利用税の納税管理人)

第79条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、納入義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを道府県知事に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(ゴルフ場利用税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第80条 前条第1項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第2項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(ゴルフ場利用税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第81条 道府県は、第79条第2項の認定を受けていないゴルフ場利用税の特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で10万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(ゴルフ場利用税の徴収の方法)

第82条 ゴルフ場利用税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収の手続)

第83条 ゴルフ場利用税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、ゴルフ場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該道府県の条例で定める納期限までにその徴収すべきゴルフ場利用税に係る課税標準の総数、税額その他同条例で定める事項を記載した納入申告書を道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。
- 3 前項の規定によつて納入した納入金のうちゴルフ場利用税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。
- 4 特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合には、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録等)

第84条 前条第1項<特別徴収義務者の指定>の規定によつてゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定された者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、その特別徴収すべきゴルフ場利用税に係るゴルフ場ごとに、当該ゴルフ場におけるゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録を道府県知事に申請しなければならない。

- 2 道府県知事は、前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者がゴルフ場利用税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。
- 3 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該ゴルフ場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 4 第2項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 5 第2項の証票の交付を受けた者は、当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を道府県知事に返さなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)

第85条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 前条第1項<特別徴収義務者の登録>の規定による登録の申請をしなかつたとき。
- 二 前条第3項から第5項まで<証票の掲示等の義務>の規定のいずれかに違反したとき。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(ゴルフ場利用税に係る脱税に関する罪)

第86条 第83条第2項<特別徴収義務者の申告納入義務>の規定によつて徴収して納入すべきゴルフ場利用税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた場合には、その違反行為をした者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が100万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(ゴルフ場利用税に係る更正及び決定)

第87条 道府県知事は、第83条第2項<特別徴収義務者の申告納入義務>の規定による納入申告書(以下ゴルフ場利用税について「申告書」という。)の提出があつた場合においては、当該納入申告に係る課税標準の総数又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 道府県知事は、特別徴収義務者が申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準の総数及び税額を決定することができる。
- 3 道府県知事は、前2項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準の総数又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。
- 4 道府県知事は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(ゴルフ場利用税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第88条 道府県の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下ゴルフ場利用税について同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から15日を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第83条第2項<特別徴収義務者の申告納入義務>の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下ゴルフ場利用税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 道府県知事は、特別徴収義務者が前条第1項又は第2項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入するゴルフ場利用税に係る延滞金)

第89条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、第83条第2項<特別徴収義務者の申告納入義務>の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

- 2 道府県知事は、特別徴収義務者が第83条第2項<特別徴収義務者の申告納入義務>の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(ゴルフ場利用税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第 90 条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第八十七条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準の総数又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係るゴルフ場利用税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準の総数又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該ゴルフ場利用税についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- 一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第八十七条第二項の規定による決定があつた場合
- 二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第八十七条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第八十七条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第 8 項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第 5 項において同じ。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該ゴルフ場利用税に係る申告書の提出期限後の申告又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうち同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が 300 万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前 2 項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

- 一 50 万円以下の部分に相当する金額 100 分の 15 の割合
- 二 50 万円を超え 300 万円以下の部分に相当する金額 100 分の 20 の割合
- 三 300 万円を超える部分に相当する金額 100 分の 30 の割合

5 第 2 項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第 2 項に規定する納入すべき税額に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 一 申告書の提出期限後のその提出（当該申告書に係るゴルフ場利用税について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第 87 条第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第 3 項第 1 号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出又は第 87 条第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立したゴルフ場利用税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第 2 項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第 3 項第 2 号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

- 6 申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該申告書に係るゴルフ場利用税について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 7 道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 8 第二項の規定は、第五項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（ゴルフ場利用税に係る重加算金）

第 91 条 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは更正請求書を提出したときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第 1 項の規定に該当する場合にあつては、第 1 号）に該当するときは、前 2 項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第 1 項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前 2 項に規定する課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第 87 条第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出又は第 87 条第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立したゴルフ場利用税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、申告書の提出について前条第 6 項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（ゴルフ場利用税に係る督促）

第 92 条 特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下ゴルフ場利用税について同じ。）までにゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（ゴルフ場利用税に係る督促手数料）

第 93 条 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによ

つて、手数料を徴収することができる。

(ゴルフ場利用税に係る滞納処分)

第 94 条 ゴルフ場利用税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該ゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係るゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第 1 号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。
- 3 ゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金の納期限後第 1 項第 1 号に規定する 10 日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第 13 条の 2 第 1 項各号<繰上徴収>の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第 114 条第 1 号に掲げる請求権に係るゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係るゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 道府県の徴税吏員は、第 1 項から第 3 項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第 86 条第 1 項各号<参加差押のできる財産>に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、ゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(ゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する罪)

第 95 条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽って増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 特別徴収義務者の財産を占有する第 3 者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。
- 3 情を知つて前 2 項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第 3 者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、2 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前 3 項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第 96 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 94 条第 6 項<ゴルフ場利用税に係る滞納処分>の場合において、国税徴収法第 141 条<質問及び検査>の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。
 - 二 第 94 条第 6 項の場合において、国税徴収法第 141 条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき。
 - 三 第 94 条第 6 項の場合において、国税徴収法第 141 条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第 97 条 第 94 条第 6 項の場合において、国税徴収法第 99 条の 2（同法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町村に対する交付)

第103条 道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し、総務省令で定めるところにより、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を交付するものとする。

<地方税法附則>

(ゴルフ場利用税の非課税)

第12条 道府県は、当分の間、スポーツ基本法第2条第6項に規定する国際競技大会（同法第27条第1項の規定による措置その他の我が国への招致又は開催の支援のための措置を講ずることが閣議において決定又は了解されたものに限る。）のゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合（当該国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者がその旨を証明する場合に限る。）のゴルフ場の利用に対しては、第75条の規定にかかわらず、ゴルフ場利用税を課することができない。

<地方税法施行令>

(徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第40条 道府県の徴税吏員は、法第七十七条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十七条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(法第90条第6項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第40条の2 法第九十条第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

1 法第九十条第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

2 前号に規定する申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第八十三条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

(ゴルフ場利用税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第41条 法第九十一条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第九十一条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第九十条第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

<東京都都税条例>

(ゴルフ場利用税の納税義務者等)

第48条の15 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によつて、その利用者に課する。

(ゴルフ場利用税の課税免除)

第48条の15の2 ゴルフ場利用税は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民スポーツ大会に準じて取り扱うことが適当である競技会として規則で定めるものに参加する選手（プロゴルファーを除く。）が当該競技会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用で規則で定める要件に該当するものに対しては、これを課さない。

(ゴルフ場利用税の税率等)

第 48 条の 16 ゴルフ場利用税の税率は、一人一日について、次の表の上欄に掲げる等級の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める金額とする。

等級	税率
1 級	1200 円
2 級	1100 円
3 級	1000 円
4 級	900 円
5 級	800 円
6 級	600 円
7 級	500 円
8 級	400 円

2 次に掲げるゴルフ場の利用で規則で定める要件に該当するものに対するゴルフ場利用税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

- 一 年齢 65 歳以上 70 歳未満の者が行うゴルフ場の利用
- 二 前号に掲げるゴルフ場の利用以外の利用で利用時間について特に制限のあるもの

3 第 1 項の等級は、各ゴルフ場について、当該ゴルフ場の規模及び整備状況等を基準として、知事が定める。

(ゴルフ場利用税の徴収の方法)

第 48 条の 17 ゴルフ場利用税の徴収については、特別徴収の方法による。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者)

第 48 条の 18 ゴルフ場利用税については、ゴルフ場の経営者その他の料金を徴収すべき者を特別徴収義務者とし、当該ゴルフ場の利用に対するゴルフ場利用税を徴収させる。

2 知事において必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、ゴルフ場利用税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定し、当該ゴルフ場利用税を徴収させることができる。

(ゴルフ場利用税の申告納入等)

第 48 条の 19 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべきゴルフ場利用税に係る課税標準の総数及び税額その他知事において必要があると認める事項を記載した納入申告書を知事に提出するとともに、その納入金を納入書によつて納入しなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録等)

第 48 条の 20 第 48 条の 18 第 1 項の規定による特別徴収義務者はゴルフ場の経営を開始しようとする日前 5 日までに、同条第 2 項の規定による指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から 5 日以内に、その特別徴収すべきゴルフ場利用税に係るゴルフ場ごとに、当該ゴルフ場におけるゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 ゴルフ場の所在地及び名称
- 三 ゴルフ場の規模
- 四 ゴルフ場の利用料金
- 五 経営開始年月日
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録を受けた者は、その登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から 5 日以内に、登録事項の変更を申請しなければならない。

4 第 1 項の特別徴収義務者は、当該ゴルフ場の経営を一月以上休止しようとするときは、その時期を定めて、その旨を知事に申告しなければならない。

5 第 1 項の特別徴収義務者は、当該ゴルフ場の経営を廃止したときは、廃止の日から 5 日以内に、その旨を知事に申告しなければならない。

6 知事は、第 1 項の申請をした特別徴収義務者に対し、ゴルフ場利用税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付する。

7 前項の証票の交付を受けた特別徴収義務者は、当該ゴルフ場の公衆に見やすい箇所に、当該証票を掲示するとともに、当該ゴルフ場の等級及び徴収すべきゴルフ場利用税額を表示しなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第 48 条の 21 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、毎日次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を当該帳簿の使用が終わった日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から 5 年間保存しなければならない。

- 一 利用者数
- 二 ゴルフ場利用税額
- 三 法第 75 条の 2 又は法第 75 条の 3 の規定の適用を受ける利用者の数及び利用の区分
- 四 第 48 条の 15 の 2 又は第 48 条の 16 第 2 項の規定の適用を受ける利用者の数及び利用の区分

(ゴルフ場利用税の納税管理人)

第 48 条の 22 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、都内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この条において「住所等」という。）を有しない場合においては、都内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は都外に住所等を有する者のうち納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じる日の 10 日前までに知事に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定によつて納税管理人申告書を知事に提出し、又は知事の承認を受けた者は、納税管理人を変更した場合その他申告をした事項若しくは承認を受けた事項に異動を生じた場合又は納税管理人を変更しようとする場合その他申告をした事項若しくは承認を受けた事項に異動を生じる場合においては、納税管理人が都内に住所等を有する場合はその変更又は異動を生じた日から 10 日以内にその旨を知事に申し、納税管理人が都外に住所等を有する場合はその変更又は異動を生じる日の 10 日前までに知事に申請してその承認を受けなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(ゴルフ場利用税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 48 条の 23 前条第 3 項の認定を受けていないゴルフ場利用税の特別徴収義務者で同条第 1 項又は第 2 項の承認を受けていないものが、同条第 1 項又は第 2 項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、知事が定める。
- 3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(ゴルフ場利用税の等級等の表示義務違反等に関する罪)

第 48 条の 24 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 48 条の 20 第 7 項の規定に違反して、当該ゴルフ場の等級又は徴収すべきゴルフ場利用税額について当該ゴルフ場の公衆に見やすい箇所に表示しなかつた者又は虚偽の表示をした者
- 二 第 48 条の 21 の規定によつて帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条の規定に違反して 5 年間帳簿を保存しなかつた者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

<東京都都税条例施行規則>

(条例第 48 条の 15 の 2 の競技会等)

第 26 条 条例第 48 条の 15 の 2 に規定する国民スポーツ大会に準じて取り扱うことが適当である競技会として規則で定めるものは、次に掲げる競技会とする。

- 一 公益財団法人日本ゴルフ協会(昭和 62 年 10 月 1 日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。)又は関東ゴルフ連盟が主催する競技会であつて、知事において必要があると認めるもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、前号との均衡を考慮して知事において必要があると認める競技会
- 2 条例第 48 条の 15 の 2 に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 利用料金が通常の料金に比較して、10 分の 2 以上軽減されていること。
- 二 前項各号に掲げる競技会に係るゴルフ場の利用であることを証明する書類その他知事において必要があると認める書類を利用の際に提出すること。

(条例第 48 条の 16 第 2 項のゴルフ場の利用の要件)

第 26 条の 2 条例第 48 条の 16 第 2 項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 利用料金が通常の料金に比較して、条例第 48 条の 16 第 2 項第 1 号に掲げるゴルフ場の利用にあつては 10 分の 2 以上、同項第 2 号に掲げるゴルフ場の利用にあつては 10 分の 5 以上軽減されていること。
- 二 条例第 48 条の 16 第 2 項第 1 号に掲げるゴルフ場の利用にあつては、当該利用の要件を満たしていることを証明する書類を利用の際に提出し、又は提示すること。

(ゴルフ場利用税に係る等級の通知)

第 27 条 都税事務所長等は、条例第 48 条の 15 のゴルフ場に係る等級を決定し、又は変更した場合においては、当該決定又は変更に係る等級を特別徴収義務者に通知するものとする。

(特別徴収義務者の指定)

第 28 条 条例第 48 条の 18 第 2 項及び条例第 103 条の 8 第 2 項に規定するゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者の指定は、特別徴収義務者指定通知書により行う。

＜地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）＞

第 7 章 ゴルフ場利用税

第 1 課税客体及び非課税の範囲等

- 一 ゴルフ場利用税の課税客体は、ゴルフ場の利用行為であるが、この場合における「ゴルフ場」とは、ホール数が 18 ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホール数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が 100 メートル以上の施設（当該施設の総面積が 10 万平方メートル未満のものを除く。）及びホール数が 18 ホール未満のものであつても、ホール数が 9 ホール以上であり、かつホールの平均距離がおおむね 150 メートル以上の施設をいうものであること。（法 75）
- 二 ゴルフ場利用税の非課税の範囲及び取扱いについては、次の諸点に留意すること。
 - (1) ゴルフ場の利用者が非課税措置の適用対象者であるか否かの本人確認については、当該利用者からの申請書のほか、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）別記様式第 2 の様式によるものに限る。）その他これらと同等の証明力を有する本人確認のための書類により確認するものであること。
 - (2) 法第 75 条の 2 第 3 号に掲げる法第 23 条第 1 項第 10 号に規定する障害者は、具体的には令第 7 条各号に掲げられているものであるが、当該障害者である旨の証明については、申請書のほか、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等により確認するものであること。
 - (3) 法第 75 条の 3 には、「前条に定めるもののほか」と規定されていることから、法第 75 条の 2 と法第 75 条の 3 の重畳適用はなく、まず法第 75 条の 2 が先に適用されるものであること。
 - (4) 法第 75 条の 3 第 1 号に規定する「国民スポーツ大会」には、開催地道府県における本大会のみならず、各道府県において開催される予選会が含まれるものとして取り扱うものであること。
 - (5) 道府県知事又は道府県の教育委員会が発行する証明書には、国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手の氏名、住所、当該選手が利用するゴルフ場の名称、所在地その他この規定の適用に当たつて必要となる事項を記載すべきものであること。
 - (6) 法第 75 条の 3 第 2 号に規定する学校からは幼稚園が除かれているが、これは、18 歳以上の園児が法令上想定されないことによるものであること。
 - (7) 「体育の授業その他法令の規定により学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が編成した教育課程に基づく授業」とは、具体的には保健体育科目の実技をいうものであること。
 - (8) 学校の教員は、当該学校の教育活動として法第 75 条の 3 第 2 号に規定する学生等（以下本章において「学生等」という。）を引率する場合にのみ非課税措置が講じられるものであり、当該学生等を引率しない場合には、当該学校の教育活動の場合であつても、非課税措置は講じられないものであること。
 - (9) 学校の学長又は校長が発行する証明書には、当該学校の教育活動としてゴルフ場を利用する学生等の氏名、住所、当該学生等が利用するゴルフ場の名称、所在地その他この規定の適用に当たつて必要となる事項を記載すべきものであること。なお、規則第 8 条の 12 第 2 号に掲げる教育活動については、同号に規定する学長又は校長の承認の内容が明らかとなるものでなければならないこと。

第 2 税率

三 ゴルフ場利用税は、利用の日ごとに定額によつて課税するものであるが、その税率の決定に当たつては、次の諸点に留意すること。（法 76）

- (1) ゴルフ場のうち 800 円の標準税率が適用されるものは、ホール数が 18 ホール以上であり、

- かつ、施設の整備の状況等が標準的であるゴルフ場であること。
- (2) 標準税率の適用されるゴルフ場以外のゴルフ場については、標準税率の適用されるゴルフ場との利用料金の相違によるほか、ホールの数、施設の整備の状況等の相違を勘案して数段階の税率区分を設けることができるものであること。
 - (3) パブリックコースのゴルフ場についてはその特殊性にかんがみ、施設が同程度であるメンバーコースのゴルフ場に比べ段階程度下位の税率が適用されることとなるよう留意すること。
 - (4) ゴルフ場で、セルフプレー以外のプレーを認めていないゴルフ場（以下「セルフプレーゴルフ場」という。）のうち、(1) から (3) までにより標準税率以下の税率が適用されるゴルフ場であつて、当該ゴルフ場に係るカートフィー等がキャディー付きのゴルフ場に係るキャディーフィーと同程度又はそれ以下であるものについては、その特殊性にかんがみ、施設の整備の状況等が同程度であるセルフプレーゴルフ場以外のゴルフ場に比べ段階程度下位の税率が適用されることとなるよう留意すること。

第3 徴収

- 四 ゴルフ場利用税の徴収については、特別徴収の方法によるものとされていること。(法 82)
- (1) ゴルフ場利用税の徴収については、特別徴収の方法によるものとされているが、特別徴収義務者の指定に当たっては、次の諸点に留意すること。(法 83①)
 - ア 特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、法第 83 条第 1 項に規定するゴルフ場の経営者その他徴収の便宜を有する者を道府県の条例により特別徴収義務者と指定し、その指定した特別徴収義務者にゴルフ場利用税を徴収させなければならないものであること。
 - イ 「経営者」とは、もとより社会通念によつて判定すべきであるが、名義上の経営者のみならず、実質上の経営者がこれと異なる場合においては、その実質上の経営者も「経営者」の概念に含まれるものであること。したがつて、ゴルフ場の実質上の経営者であるにもかかわらず、使用人等を名義上の経営者とし、表面上は自己は単にゴルフ場の建物等施設の所有者となつていような場合においては、条例、規則等において経営者を特別徴収義務者として包括指定をすれば、実質上の経営者及び名義上の経営者は、ともにゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定されるものであること。
 - ウ 特別徴収義務者が納入すべき納入金は、その徴収すべきゴルフ場利用税に係る納入金であるから、特別徴収義務者が現実にゴルフ場利用税を徴収すると否にかかわらず、その者が徴収すべき税額について納入義務を負うものであること。
 - エ 特別徴収義務者の交替は、相続又は法人の合併によるものであつて、法第 9 条又は第 9 条の 3 の規定の適用がある場合を除いては納付又は納入の義務の承継を生じないものであるから留意すること。
 - (2) 特別徴収義務者が特別徴収すべきゴルフ場利用税に係る納入金の申告納入については、次の諸点に留意すること。(法 83②)
 - ア 道府県の条例で定める納期限は、毎月 15 日までに前月 1 日から同月末日までの期間において徴収すべきゴルフ場利用税について申告納入すべきものとすることが適当であること。ただし、当該ゴルフ場の事業を廃止した場合においては、その廃止した日から 5 日以内に廃止した日までに徴収すべきゴルフ場利用税について申告納入するものとする。
 - イ 条例で定める納期限までに徴収して納入すべきゴルフ場利用税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた場合には、法第 86 条の規定の適用があることはもとより、併せて滞納処分に着手することができるものであること。
 - ウ 特別徴収義務者が納入すべき納入金は、その徴収すべきゴルフ場利用税に係る納入金であるから、特別徴収義務者が現実にゴルフ場利用税を徴収すると否にかかわらず、その者が徴収すべき税額について納入義務を負うものであること。
 - エ 特別徴収義務者の交替は、相続又は法人の合併によるものであつて、法第 9 条又は第 9 条の 3 の規定の適用がある場合を除いては納付又は納入の義務の承継を生じないものであるから留意すること。
 - (3) 特別徴収義務者としての登録手続等は条例で定めることとされているのであるが、条例の規定に当たっては、次の諸点に留意すること。(法 84)
 - ア 登録申請の期限は、原則としてゴルフ場の経営を開始しようとする日前 5 日までに、当該ゴルフ場ごとに特別徴収義務者としての登録を道府県知事に申請しなければならないものであること。登録の申請事項に異動を生じた場合においては、当該事項についてその異動を生じた日から 5 日以内にその登録の変更を申請せしめることとする。
 - イ 登録を申請する場合において提出すべき申請書には、おおむね次に掲げる事項を記載させることが必要であること。
 - (ア) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
 - (イ) 経営ゴルフ場又は借り受けたゴルフ場の所在地及び名称
 - (ウ) 利用料金
 - (エ) 経営ゴルフ場又は借り受けたゴルフ場の構造、その他設備の概要
 - (オ) 経営期間
 - (カ) 経営開始の年月日

(キ) その他必要な事項

ウ 当該ゴルフ場の経営を継承した特別徴収義務者は、提出すべき登録申請書に被継承者の連署を必要とする旨を規定することが適当であること。